第二十九条の二の二第一項第五号イ中「障害者数（」を削り、「第七十二条の二」を「第六十九条」に、「数をいう」を「数（短時間労働者（同法第四十三条第三項に規定する短時間労働者をいう。以下この号において同じ。）にあつては、当該短時間労働者の数に財務省令で定める割合を乗じて得た数」に、「同じ。）が」を「障害者数」という。）が」に改め、同号ロ中「労働者の総数」を「労働者の数（短時間労働者にあつては、当該短時間労働者の数に財務省令で定める割合を乗じて得た数）を合計した数」に改め、同号ハ中「労働者の数」の下に「（短時間労働者にあつては、当該短時間労働者の数に財務省令で定める割合を乗じて得た数）」を加え、同条第四項第一号中「合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下この号及び次号において同じ。）でその合併等（合併、分割、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立（以下この項及び次項において「事後設立」という。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）を適用年度において行つたもの（第三号及び第四号に掲げるものを除く。）」を「適用年度において行われた合併等（合併、分割、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配（次号及び第八項において「現物分配」という。）をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものに限る。以下この号において同じ。）に係る合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下この号及び次号において同じ。）で第三号及び第四号に掲げるもの以外のもの」に改め、同号ロ中「事後設立法人」を「現物分配法人」に、「次号」を「次号ロ」に改め、「合併等の日」の下に「（当該合併等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）」を加え、同項第二号中「合併法人等でその合併等を前事業年度等において行つたもの」を「前事業年度等において行われた合併等（合併、分割、現物出資又は現物分配を含む。）により移転をした資産又は負債の当該合併等に係る移転直前の帳簿価額（当該合併等に係る被現物分配法人が当該合併等の日の属する事業年度（以下この号において「合併等事業年度」という。）において行つた合併等（合併等事業年度が二以上ある場合には、最初の合併等事業年度）にあつては、当該合併等に係る被現物分配法人の当該合併等事業年度開始の日の前日の属する事業年度（以下この号において「前事業年度」という。）において行われた合併等（前事業年度が二以上ある場合には、最初の合併等事業年度）にあつては、当該被現物分配法人の当該合併等事業年度開始の日の前日の属する事業年度）において行われた合併等（合併等